

福島県子育て世帯住宅取得支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

福島県（以下「県」という。）が実施する「福島県子育て世帯住宅取得支援事業」（以下「本事業」という。）の業務委託予定者の選定に当たり、この実施要領に基づき公募型プロポーザルを実施する。

2 業務委託の概要

（１）業務委託名

福島県子育て世帯住宅取得支援事業業務委託

（２）業務内容

- ア 補助金申請に係る専用ホームページの作成及び受付から交付までのフォーム等の構築、運用、維持管理
- イ 補助対象者からの補助金申請等の受付、提出書類の確認及び審査の補助に係る事務
- ウ 事業に係る県民等への周知
- エ 県民等からのメール等を含む電話問合せ窓口の設置・運営
- オ その他事業の実施に当たり必要な業務

（３）業務仕様

別記「業務委託仕様書（案）」のとおり

※企画提案書の選定後に提案内容を反映して決定する。

（４）業務委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（５）業務委託費の上限

１４，５９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- （１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないこと。
- （２）募集要領を公示した日から契約締結までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決

定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

(9) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

4 募集要領等の入手方法

本募集要領等については、福島県建築指導課のホームページ(※)からダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>

5 実施スケジュール

項 目	日 程
募集公告	令和8年 9月17日（木）
質問書の受付期限	令和8年 9月25日（金）
質問書に対する回答期限	令和8年 9月29日（火）
参加申込書の提出期限	令和8年10月 2日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年10月 9日（金）
審査（書面）	令和8年10月13日（火）（予定）
審査結果の通知及び契約締結	令和8年10月15日（木）以降

6 質問の受付等

質問については、以下により受け付ける。

（1）受付期間

令和8年9月17日（木）から令和8年9月25日（金）17時まで（必着）

（2）提出方法

「質問書（第1号様式）」をPDF形式により添付し、電子メールにより「13 問合せ先等」に提出すること。その後、提出した旨を「13 問合せ先等」に電話で連絡すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

（3）回答方法

受け付けた質問は、令和8年9月29日（火）までに質問事項と回答を併せて福島県建築指導課ホームページ（※）に掲載する。質問者情報は開示しないこととする。なお、質問書の提出がない場合について、その旨の掲載は行わない。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/>

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、福島県子育て世帯住宅取得支援事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

5に定めるとおり

（2）提出方法

「13 問合せ先等」へ電子メールにより提出すること。その後提出した旨を「13 問合せ先等」に電話で連絡すること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加申込書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出期限までに「13 問合せ先等」へ提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月9日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

- ア 持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の月曜日から金曜日の9時から17時までとする。
- イ 郵送の場合は、封筒表面に「福島県子育て世帯住宅取得支援事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。
- ウ 電子メールの場合は、「13 問合せ先等」へ電子メールにより提出すること。その後提出した旨を「13 問合せ先等」に電話で連絡すること。
- エ CD-ROM等やFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 企画提案書(任意様式でA4判を基本とするが、A3判折込可)

業務委託仕様書(案)に記載されている業務内容について、本業務を円滑かつ着実に遂行できる具体的な企画提案書を、9(2)を踏まえて作成すること。

(イ) 登記事項証明書(応募申込書を提出した日から3ヶ月以内のもの。写し可。)

法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

(ウ) 法人等概要書(第3号様式)

(エ) 業務実施体制書(第4号様式)

(オ) 担当者経歴書(第5号様式)

イ 見積書

本事業にあたり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、漏れないよう記載すること。

(4) 提出部数等

- ア (3) ア(イ)から(オ)に関する書類: 1部(正本1部)
- イ (3) ア(ア)及び(3)イに関する書類: 6部(正本1部、副本5部)
- ウ ア及びイについて、提出された書類は返却しない。
- エ 電子メールで提出する場合は、(3)ア及びイに関する書類を順にPDFにして送信すること。
- オ 提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とする。
- カ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。
- キ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の書面審査を行い、業務委託予定者を選定する。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準及び配点 (100点満点)

審査項目	評価基準	配点
1 企画概要に関する理解	・業務の目的を十分に理解した提案であるか。	5
2 業務運用	・専用サイトは、利用者が閲覧しやすく分かりやすい内容であるか。	50
	・県管理画面は、データアクセスの簡易性、申請状況確認等に係る視認性が良い提案であるか。	
	・申請者等からの電話問合せに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか。	
	・県民に対し、本事業の利用促進につながる効果的な周知・広報の手法が提案されているか。	
	・建築関係団体及び住宅メーカー・工務店等の関係企業に対し、本事業の利用促進につながる効果的な周知手法が提案されているか。	
	・専用フォームは、簡便で利便性と視認性がよく、ウェブで完結し、誤入力防止の工夫、入力及び審査時間短縮につながる仕組みであるか。	
	・不正防止対策の対応、提出書類の確実な真偽確認、正確な提出書類の確認及び審査の補助方法であるか。	
	・他の補助金交付申請事務への拡張性や汎用性はあるか。	
	・事業目的を踏まえた、その他の有効な提案はあるか。	
3 業務実施体制	・本事業の受託者として十分な専門知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力と実績を有しているか。	25
	・本事業の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、責任ある業務遂行が可能な体制となっているか。	
	・業務全体にわたり具体的かつ現実性の高いスケジュールが提案されているか。	
4 セキュリティ保護等	・業務運営に係る専用フォーム（システム）について、不正アクセス防止等、セキュリティの確保が十分に行われると見込まれるか。	10
	・本事業の実施にあたり取得した申請者等の個人情報等を適正に取り扱うことができるか。	
5 類似業務等の実績（ある場合）	・国、地方公共団体等で過去に類似の業務を受託した実績があるか。	5
6 業務に関する経費	・見積書は、企画内容に対して妥当な額か。	5
合計		100

※ 各審査項目の評価内容に基づき、各審査委員の採点数の合計を算出し、採点数の合計が最も高かった者を業務委託予定者（随意契約の予定者）とする。

※ なお、総合得点が「総配点の6割以上」であることを必須要件とする。

(3) 審査結果の通知

- ア 期日：令和8年10月15日（木）（予定）
- イ 発表方法：審査結果は、参加者に対し書面で通知する。
- ウ 業務委託予定者名及びすべてのプロポーザル参加者の評点（業務委託予定者以外は参加者名を伏せて評点のみ。）は県ホームページで公表する。
- エ 電話、ファックス、電子メール等による問合せ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

10 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が関係者にプロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 2つ以上の企画提案書を提出したもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 見積書の金額が業務委託費の上限を超過しているもの。

11 契約手続

- (1) 県は業務委託予定者と業務委託仕様書等の協議を行い、業務委託契約の仕様を確定した上で福島県財務規則に基づく契約交渉を行う。なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行う。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合も契約締結を行わない。
- (2) 業務委託予定者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

12 留意事項

- (1) 作成した啓発資材及び申請フォーム並びに県管理システム等の権利は県に帰属する。

- (2) 本業務として作成した各種コンテンツ等は、県ホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また県が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、県が二次使用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (3) 本プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはいない。実現可能な提案とすること。企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。
- (4) 本業務を実施する上で、必要な資材の調達や印刷物の制作等においては、可能な限り県内事業者を利用するように努めること。

1 3 問合せ先等

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（県庁本庁舎4階）

福島県 土木部 建築総室 建築指導課 佐藤

電話:024-521-7529

FAX:024-521-8049

E-mail: kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp